

一般社団法人応用生態工学会

寄附金取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という）定款第45条に基づき、本会が受領する寄附金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 寄附金 個人又は団体から贈与又は無償供与された金銭その他の財産権
 - ② 一般寄附金 用途を特定せずに寄附された寄附金
 - ③ 特定寄附金 用途を特定して寄附された寄附金
- 2 一般寄附金は、その総額の50%以上を定款第4条に定める本会の事業に使用することができるものとする。
- 3 特定寄附金は、寄附者の特定した用途に従って使用するものとする。

(受入基準)

第3条 本会は、寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れることができない。

- ① 寄附金の受入において、次に掲げる条件等が付されているとき
 - イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること
 - ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること
 - ニ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡又は使用させること
 - ホ その他会長が本会の運営上支障があると認める条件
- ② 寄附金を受け入れることにより、本会の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じるものと認められるとき
- ③ 本会が寄附金を受け入れることが社会通念上不適當であると認められるとき

(受入手続)

第4条 寄附金を寄附しようとする者は、書面にて、寄附の申し込みを行うものとする。

- 2 前項の規定により寄附金の申込みを受けたときは、専務理事により前条の基準に該当しないことを確認のうえ、理事会において、受入の可否を決定する。
- 3 寄附金の受入が決定されたときは、寄附者に対し、その旨を通知する。

(受領書等の送付)

第5条 寄附金を受領したときは、礼状及び受領書を寄附者に対して送付するものとする。

2 前項の受領書には、本会の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄附金に係る結果の報告)

第6条 本会は、寄附者の求めに応じ、寄附金総額、使途予定その他の必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ニュースレター等への公開をもってこれに代えることができる。

2 本会は、寄附者の求めに応じ、当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果等を記載した報告書を寄附者に対して交付するものとする。ただし、ニュースレター等への公開をもってこれに代えることができるものとする。

(その他)

第7条 本規程に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関して必要な事項は、会長が、理事会の承認を経て別に定める。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 本規程は、令和6年7月23日から施行する（令和6年7月23日理事会決議）。
- 2 任意団体である応用生態工学会の会長であった故廣瀬利雄氏から同会に遺贈された寄附金は、本規程に基づく寄附金であるものとする。同寄附金の使途に関して同会が制定した「廣瀬賞、研究奨励賞および応用生態工学実践賞に関する細則」及び「廣瀬ワークショップに関する助成に関する細則」は、本規程施行後も同寄附金に関しての取扱いを定めるものとして引き続き効力を有するものとする。